

付託議案

(審査終了ノモノ
ヲ除外)

昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外一件委員會議錄(記)第十八回

昭和七年法律第一
號中改正法律案
(滿洲事件ニ關ス
ル經費支辨ノ爲公
債發行ニ關スル
件)(政府提出)
(府提出)第六十七回帝國議會
衆議院

昭和十年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外一件委員會議錄(記)第十八回

昭和十年三月一日(金曜日)午後一時三十分
開議

出席委員左ノ如シ

委員長 岡田 忠彦君
理事松村 光三君 理事上田 孝吉君
理事岡田喜久治君 理事中村 繼男君

廣瀬 爲久君 小笠原三九郎君 大口 喜六君

太田 正孝君 太田 正孝君 大山斐蹉磨君

森 昇三郎君 森 福市君 金光 康夫君

綾部健太郎君 田中 貢君 松田 正一君

前田房之助君 小川郷太郎君

龜井貫一郎君 出席國務大臣左ノ如シ

内閣總理大臣 岡田 啓介君

大藏大臣 高橋 是清君

商工大臣 町田 忠治君

出席政府委員左ノ如シ

法制局長官 金森德次郎君
大藏參與官 豊田 收君

大藏省主計局長 賀屋 興宣君

大藏省主稅局長 石渡莊太郎君

大藏省理財局長 青木 一男君

大藏省銀行局長 荒井誠一郎君

大藏書記官 廣瀬 豊作君

大藏書記官 大矢半次郎君

商工政務次官 勝 正憲君

商工省商務局長 村瀬 直養君

商工省工務局長 竹内 可吉君

商工書記官 東 榮二君

臨時産業合理局事務官 藤田國之助君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル

爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

昭和七年法律第一號中改正法律案(満洲

事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關

スル件)(政府提出)

臨時利得稅法案(政府提出)

日本銀行納付金法中改正法律案(政府提

出)

○岡田委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス――

岡田サン御質問ガアリマスカ

○岡田委員 アリマセヌ

○岡田委員長 森田君御質問ガアリマスカ

○森田委員 材料ノ問題ニ付テ政府ニチ

ヨット申上ゲタイノデアリマスガ、此災害ニ

關スル臨時議會ノ豫算ヲ編成セラレタ時ノ

材料、及今期議會ノ豫算ヲ編成セラレタ時

ノ材料ヲ、一つ参考ニスル爲ニ御提出ヲ願

ヒタイ、斯ウ云フ要求ヲシタノニ對シ、御

廻シニナッタモノハ全然私ハ此豫算ニ――

アレデ豫算ヲ編成サレタノラバ、其豫算ノ出來ル根據ヲ一ツ、御示シ願ヒタイト思

フ、要ハ不親切デアル、ア、云フ材料デハ

ニ、商工大臣ニ御尋シタイノデアリマス、

何ノ参考ニモナラヌト思フガ、政府ハ併シ

アレヲ参考トシテ豫算ヲ組ンダト云フナ

ラバ、洵ニ偉イ人ガヤッタノデ出來タノカ

モ知レヌ、ソレヲ一ツ拜承シタイ

○石渡政府委員 災害ノ材料ニ付キマシテ

ハ内務省、農林省ニ交渉ヲ致シマシテ、先

般御配付致シマシタ材料ヲ、提出致スコト

ニ相成リマシタノデ、此前ノ委員會ニ於キ

マシテ、岡田委員長カラ御話モゴザイマシ

タノデ、更ニ交渉ヲ致シテ見タノデアリマ

スルガ、アレ以外ニ公表致スペキ材料ヲ有

タヌト云フコトデゴザイマス、左様御諒承

願ヒタイト思ヒマス

○森田委員 サウスルト一昨日デアリマス

カ、アスコノ部屋デ御出シニナッタノデア

リマスガ、アノ材料ダケデ豫算ノ編成方出

來タモノカ、アノ材料ニ依ッテ臨時議會ヤ

ドウカ存ジマセヌガ、俵サンガ商工大臣ノ

時御提案ニナッテ、サウシテ協賛ヲ經ル時ノ

質問答カラ御提案ノ趣旨ヲ承ッタ所ニ依

ルト、重要產業ニシテ外國品ノ壓迫ヲ受ケ

テ、我國カラ影ヲ沒スル虞ノアルヤウナ物

ニ對シテ、之ヲ適用スルノデアル、詰リ重

要產業統制法ヲ設ケタ趣旨ト云フモノハ、

產業ヲ救濟スル爲ニ設ケルノデアルト云フ

コトハ、モウ機會アル毎ニ兩院デ御話ニ

ナッタ通リデアリマス、然ルニ今度「セメン

ト」ニ御適用ニナッタノハ、アレガソレ程重

要產業統制法ニ依ッテ、是非共括リヲ付ケナ

ケレバ、アノ產業ガ我國カラ影ヲ没スルヤ

ウナ狀態ニ、立到ッタノデアリマセウカ、御

シテ居ラル、ノハ、今「セメント」ガ一ツデ

アラウト私ハ思フ、間違ヒアリマセヌカ

○町田國務大臣 今適用シテ居リマスモノ

ハ、私ノ記憶デハ十幾ツアルト思ヒマス

○森田委員 私ノ言ヒ様ガ惡カッタヤウデ

アリマスガ、此法律ヲ發動シテ取締ラウト

云フモノ、此法律ヲ使ッテ居ルモノデス、

皆サンノ御協贊ヲ仰イデ、アノ法律ガ、臨時

家ガ或ル程度ノ統制ヲシナケレバ、根本力

ラ其成立ヲ危クスルト云フ虞ガアツタ爲ニ、

同時ニ統制法第三條ハ直接ニ應用シマセヌ

ガ、第二條ノ結果トシテ、自ラ一般大衆ノ

「セメント」ヲ使フ者ノ爲ニ價格ヲ安クスル

ト云フ意味ヲ以テ、今度發動シタノデアリ

マシテ、生産者ヲ保護スルト云フ意味ニ偏ッ

タヤリ方デナク、寧ロ相當重キヲ消費者大

衆ノ爲ニ「セメント」ノ値ヲ下ゲサセルト云

リデアリマス

○森田委員 サウスルト「セメント」ノ價格

ヲ高ク賣ラセナイ、要スルニアタマ値ヲ抑

ヘル爲ニ、主ニアレハ發布シタノダト仰シ
ヤル、サウスルト商工大臣ハ多少實業方面
ニモ御經驗ガアラレルノデアリマスガ、生
産制限ヲ加ヘテ行クト生産原價ガ騰ルコト
ハ、御認メニナリマスカナリマセヌカ
〇町田國務大臣 御話ノ通り大體ニ於テサ
ウ云フ傾ガアルト思ヒマスルカラ、ソレニ
對シテハ十分ナル注意ヲ以テ、生産原價ヲ
餘リ上ラセヌ考方ト同時ニヤツテ居リマス、
併シ改メテ申上ゲマスルト云フト、「セメン
ント」ノ問題ニ付テハ、恐ラク森田君ハ私
以上ニ御承知ノ筈ト思ヒマスガ、アノ組合
ニ這入ッタモノト組合以外ノ、新興勢力ト
申シマセウカ、斯ニ出來ルモノトノ間ヲ、
何等カノ方法ニ依ツテ調和スルコトヲ考ヘ
テ居ルト同時ニ、アノ法律ハ來年デ效力ヲ
失フ法律デアリマスルノデ、之ニ向ツテ相
當ノ大キナ改正ヲスルト云フ考ヲ有ツテ居
リマスルカラ、暫時御猶豫ヲ願ツタ方ガ宜力
ラウト思ヒマス

産制限ヲ加ヘテ行ケバ原價ガ高クナル、併
ナガラ賣ル方ノアタマ値ハ抑ヘル、サウシ
テヤツテ行ツタ結果ガ、今度ノ發動ニ依ツテ
被害ヲ受ケテ居ルモノハ、新會社バカリデ
アリマス、新會社トハ窯ヲ一本有ツテ居ル
會社ノコトデアル、窯ヲ一本有ツテ居ルモ
ノニ二本以上有ツテ居ルモノト、同ジ程度ノ
生産制限ヲ加ヘテ行カレル結果ガ、二本以
上有ツテ居ルモノハ、兎ニ角半分ノ職工、一
本分ノ職工ヲ以テ丸一箇月操業ガ出來ル、
然ルニ一本シカ有ツテ居ナイモノハ、半本分
ノ職工ヲ以テ運轉スルコトハ出來ナイカ
ラ、勢ヒ一本分ノ職工ナリ社員ナリヲ用意
シテ居ツテ、十六七日作業ヲシテ、後ノ十三
四日間休ンダモノヲ、十六七日作業シタモ
ノニ掛ケテ行カナケレバナラヌ、サウスル
ト商工省ガ御決メニナツテ居ル賣値ノ最高
ノアタマ値ヨリモ、生産原價ノ方ガ一本窯
ノ方ニ於テハ高クナルコトハ、數字ノ上ニ
明ニ現ハレテ來ル、ソコデ所謂中小商工業
者ヲ何トカシナケレバナラヌト云フ聲ガ、
議會デヤカマシイ時ニ、商工大臣ハ此中
商工業者ニ色ヲ著ケテ、何トカシナケレバ
デアリマスカ、其邊ハドウ云フ考ダツタノ
デセウカ、大キナモノヲ抑ヘルナラバ宜イ

ガ、小サナモノヲ抑ヘテハ立^ツテ行ケナイ、要スルニ一本以上窯ヲ有^ツテ居ルモノハ、ズレット作業ガ行ヘテ行クノニ、一本シカ有^ツテ居ナイモノハ十四五日モ休ンデ、其休シダ分ヲ作業シタ日ニ掛ケテ行ケバ、如何ナル人カ經營シテモ、是ハ立^ツテ行カヌコトハ明カデアリマス、ソレデアルカラ若シオヤリニナルナラバ、一本ノ分ハ除外シテハドウカ、サウデナイナラバ小サイモノヲ撲滅スルヤウニナルノデハナイカト言^フタ所ガ、下ノ方ノ役人ハ實ハ大臣ガヤルト言ハレルカラ、吾々ニハドウニモナラヌト云フノデ、アナタガ戦勇ヲ揮^ツテヤッテシマッタノデアリマスガ、私ハ甚ダ是ハ宜クナイト思フ、中小ノ商工業者ヲ何トカシナケレバナラヌ時ニ、大キナモノニ賴マレテ——アナタノ下ニ役人ヲシテ居ル方ノ中ニモ、色々會社ニ御關係ノアル方モアリマセウ、ケレドモサウ云フコトガアルカラト言^フテ大キナ會社ニ賴マレテ、大キナ會社ニ對スルト同ジヤウナコトヲヤフテ、小サナモノヲ苛メルト云フコトハ宜クナイコトデアルト云フノデアリマスガ、是ハ他ニモ機會ガアルカモ知レナイノデ、私ハ其點ニ付テハ又他ノ機會ニ、十分檢討シテ見タイト思ヒマス、又アナタノ考ヘヤウ如何ニ依^ツテハ、重要產

業統制法ヲ改正シテ、尙ホ此上強化スルト
アルガ爲メ、麥酒ノ合併ヲサセ、製鐵ノ合
併ヲサセ、製紙ノ合併ヲサセ、ソレニ依ッテ
全國ノ商賣シテ居ル者ニ、ドノ位ノ迷惑ヲ
掛けタカト云フコトハ、アナタハ御承知ナ
イカモ知レヌガ、之ヲ擴大強化ドコロノ騒
ギデハナイ、自由經濟機構ヲ原則トシテ居
ル我國ニ於テハ、之ヲ全然廢止シテ自由ニ
ヤラセナケレバナラヌ、然ルニア、云フコ
トヲシテ、大キナ資本家ヲ一層ノサバラセ
ルト云フコトハ、ドウ云フコトデアルカ、
今日鐵ハドウデス、製鐵合同ノ結果ハ、安
クナルト屢々仰シヤッタガ、今日ノ實際ハド
ウデアルカト云フコトハ、私ガ攻撃セヌデ
モアナタノ方デ分ッテ居ラナケレバナラヌ
筈ダト思フ、隨テ斯ウ云フヤウナ統制法ヲ、
此上擴大強化シタノデハ、小サナ者ヲ苛メ
付ケ、大キナ者ヲ助ケル一方ニナリ、小サ
ナ商賣人ハ一層ニ被害ヲ蒙ルコトニナルカ
ラ、ア、云フ法律ハ百害アッテ一利ノナイ
法律デアルカラ、私ハ其廢止法案ヲ出サウ
ト云フノニ、却テ一層強イモノヲ作ッテ、要ラヌ
役人ヲ澤山使フ爲ニ法律ヲ作ッテ、要ラヌ
コトニ干渉シテ、產業ニ壓迫ヲ加ヘ、中小

商工業者ヲ苛メ付ケテ、自分等ノ將來ノ梗
ヲ作ツテ置カウト云フノハ以テノ外デアル、
是ハアナタノ御意見ニ依ツテハ續ケモスル
シ、ドウデモ宜イ

○町田國務大臣 只今統制法ノコトニ對シ
マシテハ、アレヲ全廢シタ方ガ宜シト云
フ御意見デアルガ、私ハ直ニ全廢スルト云
フ御意見ニ御同意スルト云フ、ハッキリシタ
御答辯ラスルコトハ、保留シテ置キタイト
思ヒマス、併シ唯是ダケハ申上ゲテ置キ
マス、今ノ統制法ハ來年デ期限デアルガ、
之ヲ全廢スルカ、或ハ已ムヲ得ヌ場合ニハ、
國家ノ統制權ニ依ツテ、或ル產業ノ無謀ナル
競争ヲ避ケ、其基礎ヲ安定サセル爲ニハ、
一大修正ヲ加ヘタ上ニアレヲ存在サセテ置
クカト云フコトハ、今考慮中デアリマス、
アノ儘ニシテ置ク考ハナイト云フコトダケ
ハ、此處デハッキリ申上ゲ置キマス、ソレ
カラ何カノ間違ヒデアリマセウガ、私ハ部
下ノ言ツタコトニ對シテハ、大體部下ニ迷
惑ヲ掛ケズニ私ガ責任ヲ有ツテ居ル積リデ
アリマスガ、アノ統制法ハ自分ニソンナ考
ハナカッタガ、大臣ガ肯カヌカラヤッタト云
フヤウナ意味ノ御話ガアリマシタガ、是ハ
何カ「セメント」會社ニ、商工省ノ事務官ガ
コトナラバ、敢テ私ハ以上申上ゲル必要

色々ノ緣故ガアツテヤッタラウト云フヤウ
ナ、御意見ガアリマシタガ、是ガ果シテ事
實デアルナラバ、此内閣ノ十大政綱ノ主ナ
ルモノトシテ居ル綱紀ノ振肅、殊ニ官紀ノ

ハナイシ、サウ面倒ナ手ノ掛カルコトヲヤ
ラヌデモ宜イト思フガ、修正スルナリ
ラヌデモ宜イト思フガ、修正スルナリ

シテモヤルト云フ考ガアルナラバ、進ンデ
検討セナケレバナラヌト思ヒマス

○町田國務大臣 事實ヲ私ガ此處ニ一言申
上ゲヌト、アナタノ御話ノ全部ヲ肯定シタ
ガ、此人ナドノ意見ハ聽イテ居ルガ、
置ク——今其處ヘ工務局長ガ來ラレタ
ガ、ドウ云フコトヲ言フカト云ヘバ、ソレハヤ
ルノダ、君等ガ何ト言ハウトヤルノダ、大
臣ガサウ御決心ヲシテ居ラレルカラ、ヤラ
ナケレバナラヌ、是ハ本人ガ居ルノダカ
ラ、マサカ嘘ハ言ハレヌデセウ、サウ云フヤ
ウナ遭方デアルカラ、私ハ此問題ニ對シテ
ハ徹底的ニ究メ、徹底的ニ此問題ハドッチ
ルガ、私ガ此處デ申上ゲテモ一向差支ナイ、
アナタノ方ノ政務官ヲシテ居ル人ガ、某「セ
メント」會社ノ相談役カ顧問カヲヤッテ居ラ
レマス、是ハサウムツカシウ研究セヌデモ、
直グ明ニナルガ、或ル縣ノ或ル所ニ工場
ヲ造ルニ付テ、一切御相談ニ與ツテ居リマ
ス、是ハ明カナル問題デアル、サウムツカシ
ウ仰セラレヌデモ、直グ分リマス、ソレカ
ラ今ノ統制法ヲ廢止スルカ、或ハ修正ヲ加
ヘテヤラウト云フヤウナコトハ、其處ガドッ
チカ分ラナイ、所ガ期限ガ來ルナラバ、斯
モノデアルカラ、廢止シテモ宜イト云フ
ガ宜イト云フ考ナラバ、何ヲカ言ヤンヤデ
アリマス、ケレドモ實行シテ行カウ、焼直

上ゲヌト、アナタノ御話ノ全部ヲ肯定シタ
ト云フコトノ誤解ト言フカ、サウ云フ風ニ
御諒解ニナルコトヲ虞レマスカラ申上ゲマ
スガ、私ハ前ニ申上ゲマシタ通り、此法律
ヲ此儘ニシテ置ク考ハナイ、修正ヲ加ヘル
カ或ハ之ヲ廢止スルカト云フコトニ付テ
ハ、此處デ御明答ハシ兼ネマスガ、折角調
査中デアル、ソレカラ又御希望ノ通り來年
ハ必ズ廢止スルト云フ答辯ハ、御希望デアッ
タヤウデスガ、私ハ其處迄マダハッキリ申
上げ兼ネルト云フコトダケハ、御諒承ヲ願
ヒマス

○森田委員 ソレデアルカラ私ハ此議會中
ノ他ノ機會迄ニ、考ヘテ置イテ下サルヤウ
ニ賴ミマス、今ノ災害豫算ノコトニ對シ
テ、主計局長ガ見エタカラ御答願ヒマス
ガ……

○森田委員 御取調ニナルト云フコトデア
ルガ、私ガ此處デ申上ゲテモ一向差支ナイ、
アナタノ方ノ政務官ヲシテ居ル人ガ、某「セ
メント」會社ノ相談役カ顧問カヲヤッテ居ラ
レマス、是ハサウムツカシウ研究セヌデモ、
直グ明ニナルガ、或ル縣ノ或ル所ニ工場
ヲ造ルニ付テ、一切御相談ニ與ツテ居リマ
ス、是ハ明カナル問題デアル、サウムツカシ
ウ仰セラレヌデモ、直グ分リマス、ソレカ
ラ今ノ統制法ヲ廢止スルカ、或ハ修正ヲ加
ヘテヤラウト云フヤウナコトハ、其處ガドッ
チカ分ラナイ、所ガ期限ガ來ルナラバ、斯
モノデアルカラ、廢止シテモ宜イト云フ
ガ宜イト云フ考ナラバ、何ヲカ言ヤンヤデ
アリマス、ケレドモ實行シテ行カウ、焼直

上ゲヌト、アナタノ御話ノ全部ヲ肯定シタ
ト云フコトノ誤解ト言フカ、サウ云フ風ニ
御諒解ニナルコトヲ虞レマスカラ申上ゲマ
スガ、私ハ前ニ申上ゲマシタ通り、此法律
ヲ此儘ニシテ置ク考ハナイ、修正ヲ加ヘル
カ或ハ之ヲ廢止スルカト云フコトニ付テ
ハ、此處デ御明答ハシ兼ネマスガ、折角調
査中デアル、ソレカラ又御希望ノ通り來年
ハ必ズ廢止スルト云フ答辯ハ、御希望デアッ
タヤウデスガ、私ハ其處迄マダハッキリ申
上げ兼ネルト云フコトダケハ、御諒承ヲ願
ヒマス

○森田委員 ソレデアルカラ私ハ此議會中
ノ他ノ機會迄ニ、考ヘテ置イテ下サルヤウ
ニ賴ミマス、今ノ災害豫算ノコトニ對シ
テ、主計局長ガ見エタカラ御答願ヒマス
ガ……

○岡田委員長 私ハ御註文ヲシマセヌカ
ラ、ドナタカラデモ責任アル御答辯ガ出來
レバ宜シイ譯デス、豫算編成ノ大方針ノ質

問デアリマズカラ、ソレヲハッキリ願ヒマス、ハッキリ其答辯ヲシタラドウデス、ソレ
デナイト徒ニ議事が遷延シマス、内閣書記官長デモ誰デモ、纏メタ答辯ガアリサウナ
モノデヤアリマセヌカ——ソレデハ今ノ答辯ハ後ニ廻シマス、森田君他ニ御質問ハア

○大口委員 諸君ヨリ段々御質問ガアリマシテ、私ノ者デハ先づ大部分伺ハント欲スル所ハ、應答ガ盡キテ居ルト思ヒマス、唯三四此場合尙ホ政府ノ御意見ヲ承ッテ置カナケレバナラヌコトガアリマス、成ダケ要ヲ摘ミマシテ、三四ノ點ニ付キマシテ伺ヒタイト思ヒマス、段々今迄ノ御質問並御應答ヲ承ッテ居リマスト、事實ニ於テ斯ウ云フコトヲ私ハ感ズル、今日一割三割ト云フヤウナ高率ノ配當ガ出來ル會社デモ、昭和五六年頃ヲ平均シテ、其當時二割乃至三割ノ配當ヲシテ居タ會社デアルナラバ、今回ノ臨時利得稅ハ課セナイ、然ルニ今配當ハ僅ニ一割或ハ九分デアッテモ、其會社ガ昭和五六六年ヲ平均シテ七分以下デアッタ場合ナラバ、稅ガ掛カル、斯ウ云フ結果ニナルト思フ、是ハエラニ不公平ニ思フノデスケレドモ、其不公平ハ私ハ彼此レ論難シテ其辯明ヲ政府カラ承

ラウト云フノデハナイ、ソレナラ恐ラク政
府ハ、ソレハサウ云フ事ガアッテモ已ムヲ
得ナイ、昭和五六年カラ今日迄大體特殊ニ
儲ケタ者カラ、其恩惠ヲ享ケタ者カラ、政
治的ニ取ルノデアルカラ已ムヲ得ヌ、斯ウ
云フ御答辯ニナルト思ヒマスカラ、其御答
辯ヲ承ラウト云フノデハナイガ、私ノ言フ
ヤウナ事實ヲ認メマスカト云フコトヲ、ハッ
キリシテ置キタイ、事實ハ今日三割配當シ
テ居ル會社デモ、昭和五六年頃ヲ平均シテ
三割ノ利得ノアツタ會社デアルナラバ、今回
ノ稅ハ掛カラナイノニ、僅カ九分カ一割シ
カ配當シナイ會社デモ、昭和五六年度ヲ平
均シテ、七分ヨリ以下ノ利得シカナカッタ
會社デアルナラバ、稅ガ掛カルト云フ此事
實ハ、政府ハ明瞭ニ認メテ居ルカ、之ヲ承
リタイト思フノデアリマス

○石渡政府委員 ソレハ認メマス、增加致
シテ居リマス部分ニ課稅致ス稅金デアリマ
スカラ、其點ハサウ云フ結果ニナルモノモ
ゴザイマス

○大口委員 ソレハ明ニ政府ハ御認ニナリ
マスト、私ハソレハ極メテ不公平デアル
ト思ヒマスガ、政府ハソレハ已ムヲ得ナ
イ、是ハ先刻モ申シマス通り、昭和五六年
度ヲ平均シテ、其以後今日ニ至ル迄特殊

ノ恩恵ヲ享ケテ居ル者ヨリ、政治的ニ取ル
税デアルカラ、サウ云フ不公平トオ前ガ言
フヤウナ事ガアツテモ已ムヲ得ヌ、斯ウ言ハ
レルデアリマセウ、ソレナラバ豫ネテ他ノ
委員カラ御質問ノアリマシタヤウニ、何故
恩恵ヲ享ケタト思フ事業ヲ指定シテ課税シ
ナイカ、ソレガ出来レバ其理窟ガ立ツ、所
ガ事業ヲ指定スルコトハ、徵稅技術上出来
ナイ結果トシテ、此軍需工業又ハ爲替關係
ニ於テ恩恵ヲ享ケテ居ルノデハナク、單ニ
自分ガ辛苦ヲシテ、自分自ラガ會社ヲ整理
シ、個人トシテモ事業ヲ整理シテ、銘々ノ
努力ニ依ツテ幸ニ利得ヲ得ルヤウニシタ者
モ、此捲添ヲ食ッテ矢張稅ヲ取ラレナケレ
バナラヌ、茲ニ非常ナ不公平ガアツテ、政府
ノ目的ニ副ハナイノデハナイカト思フ、政
府ノ目的ハ昭和五年六年ヲ平均シテ、ソレ
以後今日ニ至ル迄軍需工業デアルトカ、爲
替ノ關係デアルトカ云フ、特殊ノ國家ガ與
ヘル恩恵ヲ享ケテ、ソレデ良クナッタ、利
得ノ殖エタ者カラシテ比較的輕微ナ稅ヲ取
ル、是ガ政治的デアルト云フニモ拘ラズ、
事業ヲ指定シテヤラナイ結果トシテ、今申
ス通り特殊ノ恩恵ニ依ラズ、大部分ガ自ラ
ノ努力奮勵ニ依ツタ者デモ其捲添ヲ食ッテ、
此場合稅ヲ取ラレナクテハナラヌ、是ハ政

○石渡政府委員　此税ハ増加税デアリマシテ、普通ノ所得税デナイコトハ、此前ノ委員會ニ於キマシテ御説明致シマシタ所デゴザイマス、隨ヒマシテ此一定ノ増加税ト云フモノニ付キマシテハ、利益ガ増加シタト云フ業態ヲ指定シテ課税致セバ、政府ノ目的トスル所ハ達セラレルノデハナイカ、斯ウ云フコトデゴザイスルガ、先ヅ大體ニ於キマシテ申上ゲマスレバ、此昭和七年來増加致シテ居リマスル原因ト致シマシテハ、爲替ノ低落、豫算ノ膨脹ニ依ル所ノ軍需品其ノ他ノ増益、及金利低下ニ因ル所ノ增收ト云フヤウナモノガ集リマシテ、大體ニ於テ今日ノ景氣好轉ト云フコトヲ見テ居ルト思フノデゴザイマス、併ナガラ其或種ノ業態ヲ指定シテ課税致スト申シマスコトハ、實行上非常ニ困難デアリマシテ、隨ヒマシテ或ル一定ノ標準ノ下ニ於キマスル増加シタ利益ト云フモノヲ押ヘマゲタノデアリマスルガ、サウ云フ趣旨カラヲ、押ヘルヨリ外ニハ、實行方法トシテハ致方ガアルマイ、斯ウ云フコトヲ此前モ申上致シマシテ、營業利益ト云フモノヲ押ヘマ

シテ、其平均シタ所ノ增加利益ノ状態ヲ見

テ行ク、勿論其中ニハ各人ニ就イテ奮闘ノ力ト云フモノモアリマセウ、併ナガラ是等ハヤハリ一體トシテ其増加ノ平均ノ中ニ含マレテ行クト云フコトハ、已ムヲ得ナイコ

○大口委員
ゴザイマス
ドウダトカ
クノヂヤナ
デス

、區分致シ兼不ルトガ、技術ガ
イ、其事實ヲ認メルカト言フノ

○石渡政府委員　此點ニ付キマシテモ、先般來色々御質問ガアツタノデゴザイマス、增资ノ場合ニ於キマシテ、昭和七年以來增资ヲシタモノヲ、其增资ノ利益ト云フモノニ、或ル程度ノ平均率ト云フモノヲ見込ミマシ

上ニ複雜デゴザイマスシ、旁、臨時的ナ一
時ノ稅デアリ、稅率トシテモ少ナイコト。デ
アルカラ、サウ脫稅ノ點ハ心配スルコトハ
アルマイト云フコトヲ以チマシテ、増資ノ
場合ニ於キマスル規定ト云フモノヲ、置カ

トガト思フノデゴザイマス

○石渡政府委員 認メマス

テ、ソレ以上ノ平均率ト云フモノハ、臨時

ナカツタノデゴザイマス、各國ノ立法例ニ
於キマシテモ、亦此増資ノ場合ニ於キマス

返シテ考ヘマスト、結局政府ノ目的ハ、或
ル期間ニ於テ特殊ノ恩惠ヲ享ケタ者カラ、
税ヲ取ルノガ目的デアルトスルナラバ、才

ナラバ私ハ承リタイノデアリマスガ、昭和六年度以後ニ減資シタ會社ハ非常ナ損害一損害ト云フカ不利益ニナツテ居ル、所ガ壯

シテハ、可ナリ問題ガアツラウト思フノ
デゴザイマス、ソレデ先ヅ考トシテハ、是ハ
二段ニ考ヘラレルト思フノデアリマスガ、

ル取扱ト云フモノハ、相當區々ニナッテ居ル
模様デゴザイマス、ソレカラ減資ノ場合デ
ゴザイマスガ、減資ノ場合ニ於キマシテ

前ノ言フヤウニ事業ヲ指定シテ課稅スルヨ
トガ出來レバ、ソレハソレガ宜イ、併シ
是ハ技術上困難デアル、困難デアルカラ一
定ノ利益ヲ標準トシテ、此稅ヲ取ルコトニ
シタノデアル——茲マデハ分ッタ、然ラバ其

法律が出てカラ急ニ増資スルコトヲ得ル會
社ハ、比較的利益ニナツテ居ル、是ハ私ガ設
明スルマデモナイコトデアル、ソレヲ何カ設
防イデ、此利益、不利益ヲ均等ニセシムル

一方ニ於テハ昭和七年以來増資シタモノヲ一體ドウスルカ、又今後昭和十年度以後ニ於テ課稅サレルト云フモノニ付テ、増資ヲスルト云フ場合ニ於テハ、是等ニ多少ノ制限ヲ加ヘルカドウカ、此二ツノ問題ガアル

結果トシテ、私が申ス通り、僅ナ或ル期間ニ於テ、特殊ノ國家的恩恵ヲ享ケタニ拘ラズ——全然國家カラ恩恵ヲ享ケナイ者ハナカ——特殊ノ指定サレタル恩恵ヲ享ケタニ拘ラズシテ、大部分ノ自己ノ奮闘ニ依^リ

○石渡政府委員 減資ヲシタ場合、又増資ヲシタ場合、サウ云フ場合ニ於テハ、増資ヲシタモノニ付テハ、今後ノ控除金ノ上ニ於テ餘計ナ控除金ガ受取レル、減資ノ場合

ト思フノデアリマスガ、大體ニ於キマシテ
増資スル場合ニ於キマシテハ、先ノ利益ト
略ボ同様ナ利益ヲ得ルト云フコトノ下ニ、
大體増資ト云フモノガ行ハレルノデハナイ
カ、斯ウ考ヘタノデアリマス、モウ一ツハ

テ利益ヲ得ルヤウニ至ラシメタ者モ捲添ニ
ナツテ、ヤハリ此税ヲ取ラレル、斯ウ云フ事
實ハ御認メニナルダラウト思ヒマスガ、里
シテ御認ミニナルカドウカ

ニ於キマシテハ少ナキ控除金シカ受取レ
ヌ、斯ウ云フコトハ起リ得ルト思ヒマス、
其事ニ關シマシテ別ニ條文ハ置イテ居リマス、

○石渡政府委員 サウ云フ者モアルカト思
ヒマスガ、是亦ドウモ區分致シ兼ネルノ。

○大口委員 ソレハ法ノ缺陷ダト思ヒマス
ガ、政府ハ缺陷トハ認メマセヌ

トハナイノデハナカラウカ、又之ヲ實行上ヨリ致シマシテモ、中々區分シテ行キマス

○大口委員政

政府ハ私ガ申スヤウナ事實ガ

○大口委員　政府ハ私ガ申スヤウナ事實ガ
アルコトハ、只今御認メニナツタト思ヒマ
ス、但シソレダケノ心配モナカラウシ、冬
國ノ之ニ對スル法令ナドモ色々デアルカ

第二條及第三條ノ規定ハ臨時利得稅ニ付之ヲ準用ス、トアリマスルガ、大正九年法律第十二號ノ第二條ヲ見マスルト、朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ所得稅法第三條第一種何ニ付テハ所得稅法ニ依ル所得稅ヲ課セズ、斯ウ云フノデアルカラ——之ヲ準用サレルト云フノデアルカラ結局朝鮮臺灣關東州又ハ樺太ニハ、今回ノ臨時利得稅法ヲ掛ケナイト云フコトデアラウ、サウ解釋シテ宜イノデアリマセウカ、法律ヲ知ラヌ男ガ聞クノデスカラ、ドウカ分ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイ

○金森政府委員 只今御尋ニナリマシタコトハ、法律ノ解釋トシテハ、其御趣旨ノ通り解スベキモノ、ヤウニ考ヘマス

○大口委員 サウスルト一寸法律ヲ知ラヌ素人ニ、一ツノ疑問が起ルノデアリマスガ、此大正九年法律第十二號ト云フモノハ、所得稅法ノ除外例デスネ、所得稅ハ掛ケベキ筈ノモノデアルノヲ、是ダケノモノニハ掛ケナイト云フ所得稅ノ除外例ヲ設ケタ法律ナノデス、ソレヲ此臨時利得稅法ノ方ニ準用スト云フノハ、少シ是ハオカシイノデスケレドモ、法制ノ建前上斯ウ云フ例ガアリマスカ、斯ウ云フコトハ宜シイノデスカ、

例ヘバ所得稅法ヲ準用スト云フナラバ宜シノデス、ソレハマア議論ニハナラヌノデス、所得稅法ヲ準用スト云フコトナラ是ハ問題ニハナラヌノデスガ、所得稅法ノ除外例ヲ——其除外例ヲ臨時利得稅ニ準用スト云フノハ、偉イ人ガ——法律家ガ見タラ分ルノデアリマセウガ、素人ガ見タラ分リ悪イノデスガ、ドウ云フモノデスカ

○金森政府委員 御尋ニナリマシタ點ハ、斯ノ如キ法律ヲ今回ノ場合ニ準用スルコトガ宜イカ悪イカ、斯ウ云フ御趣旨デアルト考ヘテ居リマス、準用ト申シマスノハ從來私共ノ考ヘテ居リマスル所ハ、或ル規定ヲ其大體ニ於テ採用シ、現ニ當嵌メテ居ル部分ノ必要ナル制限ニ從テ變更シテ行ク、即チ必要ナル制限ヲ加ヘテ當嵌メテ行ク、斯ウ云フ趣旨ニ準用ト云フ意味ヲ解シテ居リマス、隨テ今回ノ此利得稅ノ場合、丁度今御示ニナリマシタ大正九年法律第二條、第三條ノ如キモノヲ書キ加ヘテ見マシテ、サラヌデセウカ、是ダケヲムヅカシク準用スト書カレテ、第二項ハサウデハナイ、準用シテハナイ、第二項ニモ準用スペキモノガアルノデス、大正九年法律第十二號ニハ此第二項ニ當ルモノモ準用スペキモノハアル、第五條ニアルデス、然ルニ此處ダケヲ

シテハナカ、課稅致シマセヌノデ、條文ガ要ルノデゴザイマス、ソレデ第五條ハ其儘準用致スコトヲ得ナカッタモノデゴザイスルカラ、茲ニ特別ニ規定ヲ書下シマシタ次第ゴザイマス

○大口委員 サウスルト前ノ第一項モ矢張同ジヤウニ、私ガ申スヤウニ書イタラ宜サウニ思ヒマスガ、何故斯ウ云フ法律ノ作

ニ相應スル意味ニ於テ、利得稅ノ特例ヲ爲スト云フ意味ニ、十分讀メルモノト思フテ居リマス、準用ト云フ言葉ハ今申シマシタカラ、先づ讀メルモノト信ジテ居リマスガ、準用ト云フコトガ今御説ノ通リデアルト云フコトハ、役人ヲ致シテ居リマス頃モ、法制局ノ御方々カラ度々講義ヲ承フダコトデ、是ハ私モ存ジテ居リマスガ、ソレナラバ分リ良ク何故朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ臨時利得稅ハ——本法ニ依ル臨時利得稅ハ之ヲ課セズト、何故ハキリ御書キニナラヌデセウカ、是ダケヲムヅカシク準用スト書カレテ、第二項ハサウデハナイ、準用シテハナカ、課稅致シマセヌノデ、條文ガテハ、内地デ課稅致シマス、免稅致シマセヌ、臺灣、樺太ニ於キマシテ營業致シテ居リマス者、此者ノ内地ノ營業上ヨリ生ズル所ノ利益ニ付キマシテハ、内地デ課稅致シマセヌ、免稅致シマセヌ、臺灣、樺太ニ於キマシテハ向フニ住所ヲ有シテ居リマス者ハ、臺灣樺太デ課稅致シマスカラ、内地ノ支店、出張所ノ分ニ付キマシテハ、課稅致シマセヌノデ、條文ガ要ルノデゴザイマス、ソレデ第五條ハ其儘準用致スコトヲ得ナカッタモノデゴザイスルカラ、茲ニ特別ニ規定ヲ書下シマシタ次第ゴザイマス

○大口委員 サウスルト前ノ第一項モ矢張同ジヤウニ、私ガ申スヤウニ書イタラ宜サウニ思ヒマスガ、何故斯ウ云フ法律ノ作

スルカラ、茲ニ特別ニ規定ヲ書下シマシタ次第ゴザイマス

○大口委員 私カラ御答致シマス、成程此第二項ハ準用ト云フコトガ書イテアリマセヌノデ御不審ダト思フノデゴザイマスルガ、實ハ此第二項ハ法制局ニ於キマシテ、可ナリ吾々ト致シマシテモ、御相談致シタ所デアッタノデゴザイマスルガ、實ハ此ニ當嵌メテ行ク、斯ウ云フ趣旨デアリマスカラ、先づ讀メルモノト信ジテ居リマスガ、準用ト云フコトガ今御説ノ通リデアルト云フコトハ、役人ヲ致シテ居リマス頃モ、法制局ノ御方々カラ度々講義ヲ承フダコトデ、是ハ私モ存ジテ居リマスガ、ソレナラバ此上ニ朝鮮ト云フ文字ガゴザイマスノデ、朝鮮ニ於キマシテハ個人ノ利得ニ付テハ課稅致シマセヌ、隨ヒマシテ朝鮮ノ個人ノ營業者デアリマシテ、内地ニ於キマシテ營業致シテ居リマス者、此者ノ内地ノ營業上ヨリ生ズル所ノ利益ニ付キマシテハ、内地デ課稅致シマセヌ、免稅致シマセヌ、臺灣、樺太ニ於キマシテハ向フニ住所ヲ有シテ居リマス者ハ、臺灣樺太デ課稅致シマスカラ、内地ノ支店、出張所ノ分ニ付キマシテハ、課稅致シマセヌノデ、條文ガ要ルノデゴザイマス、ソレデ第五條ハ其儘準用致スコトヲ得ナカッタモノデゴザイスルカラ、茲ニ特別ニ規定ヲ書下シマシタ次第ゴザイマス

リ方ヲセネバナラヌデセウカ、

○石渡政府委員 第一項ハ法人ノ規定デゴ

ザイマシテ、法人ニ付キマシテハ、朝鮮ニ於キマシテモ、朝鮮ニ本店ヲ有スル所ノ會社ノ分ハ、内地ノ支店分モ、出張所ノ分モ課税致シマセズニ、朝鮮ニ於テ總テ其本店ニ合算致シマシテ、課税致シマス、隨ヒマシテ此法人ノ點ニ關シマシテハ、臺灣モ朝鮮モ樺太モ同様デゴザイマス、個人ノ場合ニハ朝鮮、臺灣、樺太ハ同様デゴザイマス、個人ノ場合ニハ朝鮮、臺灣モ朝鮮又、ソレデアリマスルノデ、法人ニ關スル規定ニ付キマシテハ、所得稅ト同様ナ條文ヲ持テ行ケバ宜イノデゴザイマスルカラ、

○大口委員 ソレデハ私ハ疑問ハ解ケナイデスケレドモ、法ノ作り方ガ今時ハ斯ウ云フ「ハイカラ」ナ事ガ流行ルト思ヘバ、マアソレデ濟ミマスガ(笑聲)國民ハ斯ウ云フ難カシイ事ヲ書カレテハ、私共原案ヲ見テモ大正九年法律第十二號ヲ開ケテ見ナケレバ、是ダケデヤ分ラヌノデス、斯ウ云フ「ハイカラ」ナ事ヲシテ置イテハ稅ヲ取ルト云フノハ、是ハイカンデス、是ハ官僚政治ト云フモノデ、之ヲ一般ノ國民カラ出テ居ル役人ガ書ケバ、

コンナモノハ書キマセヌ、素人ガヤッタ方ガ

國民ニモット分リ易ク行ク、官僚政治ノ弊害

ダ、私ハ之ヲ言ヒタイノダ(笑聲)ソレカラ

モウ一ツ承リタイノハ、是ハ私ハ徵稅ノ技術ヲ知ラナイカラ、大方私ガ惡イノデセウガ、私ガ諒解サンテ戴キタイノハ、所得稅

ハ朝鮮ノ個人ニハ掛ケナイト書イテアリマス、今度ノ臨時利得稅ダケ掛ケルノハ何處

カラ違フテ來マスカ、所得稅ハ掛ケナイ、今ノ

大正九年法律第十二號ノ第五條ニ、朝鮮ト

云フコトヲハッキリ書イテ、所得稅ハ掛ケナ

クナッテ居ル、所ガ今度ノ利得稅ダケハ朝鮮ト

ニ掛ケルト云フ其差ノ出來ルノハ、何處カラ出マセウカ、是ハ石渡局長ガ得意ナ所

デ、一ツ私ニ分ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイ

マス、利得稅ハ朝鮮ニ於テ實行致シマセヌ

居ル條文デゴザイマス、所得稅ハ此方デ課

稅ヲ致スト云フ規定ヲ置キマスト重複致シ

マス、利得稅ハ朝鮮ニ於テ實行致シマセヌ

居リマシテ、重複致シマセヌガ、朝鮮カラ

生ジタ所得利得ト云フコトノ問題ニ付キマ

シテハ、此條文ノ範圍外デアリマス

○大口委員 是ハ斯ウ云フ關係ニ相成

ルト思フノデゴザイマス、朝鮮ニ於キマシ

ス、隨ヒマシテ朝鮮ニ於キマスル人ガ内地

カラ生ズル所得ニ付キマシテハ、是ハ朝鮮ニ於テ綜合致シテ居リマス、朝鮮ニ住所ヲ

有シテ居マス人ハ、内地カラ生ズル所得ニ付

キマシテハ、コチラノ所得稅ヲ免除致ス、斯

ウ云フ事デゴザイマス、臨時利得稅ニ付キマ

ヌ、致シマセヌカラ、其内地ニ於キマスル

朝鮮ニ住所ヲ有シテ居リマスル者ノ内地ノ

所得、即チ内地デ營業所ヲ有シテ居リマスル其營業所カラ生ジタ利得ニ付キマシテ

ハ、朝鮮デハ課稅致シマセヌ、致シマセヌカ

ラ隨テ内地ニ於キマシテ、其利益ニ付テ課

稅致ス、斯ウ云フ事ニ相成リマスノデ、詰

リ重複ニ課稅スルト云フコトヲ、排除シテ

居ル條文デゴザイマス、所得稅ハ此方デ課

稅ヲ致スト云フ規定ヲ置キマスト重複致シ

マス、利得稅ハ朝鮮ニ於テ實行致シマセヌ

居リマシテ、重複致シマセヌガ、朝鮮カラ

生ジタ所得利得ト云フコトノ問題ニ付キマ

シテハ、此條文ノ範圍外デアリマス

○大口委員 是ハドウモモウ少シ研究ヲ要

スルト思ヒマス、一寸私ガ自分デ扱フテ居

リマセヌカラ、ソレダケノ御説明デハ分リ

モ知リマセヌ、是ハ恐ラク政府ノ方ガ宜イ

デセウ、始終ヤッテ御出デニナルカラ、尙ホ

質問ハ是デ宜シイガ、モウ一ツ私更ニ質問

私ハ之ヲ調べテ見タイト思ヒマス、此點ノ

シタインハ、先刻一寸森田君カラ御話ガ出

シタガ、鐵ノ問題デス、是ハ製鐵業者ニ

無論今度ノ臨時利得稅ハ掛カル譯ダト思ヒ

マス、製鐵獎勵法カラ言ヘバ稅金ハ免除サ

レテ居ルト思ヒマスガ、今度ノ利得稅ハ矢

張掛ケラレルト思フデスガ、ソレデ宜カラウト思ヒマスガ、如何デスカ

○石渡政府委員 宜シウゴザイマス、

ガ起ルノデアリマスガ、先年議會ニ製鐵獎勵法方出マシテ、アレガ通過致シマス時、

當時ノ政府ノ說明ハ、所謂我國ノ鐵ノ國策ト云フモノヲ、是デ決メルノデアルト云フ

ノデ、中々大規模ニ確カリシタ考ヲ此處デ

説明サレテ、吾々議員ハ之ヲ認メタモノデ

アッテ、其方針デ今ズット進ンデ居ル筈デア

ルノデス、所ガ是デヤッテ見ルト中々鐵ハ

足ラナイ、値ハ高クナル、斯ウ云フコトニナッテ來タ、所ガ内部ヲ見ルトドウデ

アルカト云フト、私方申ス迄モナイガ、

其大合同ヲシナイ會社ニ對シテハ、中々熔鑛爐ナドヲ造ルコトヲ許サレナイ、サウシ

テ一面ニ於テハ關稅ノ引下ゲ、其又引下

ゲルノガ、鋼鐵モ銑鐵モ半分ニスルト云

フノダカラ、是ハ隨分エライ話デ、銑鐵ノ

如キハ、關稅ヲ上ゲタ時ハ三割五分上ゲタ、

ダカラ三割五分ダケ下ゲルト云フノナラ元

ヘ戻スト云フコトデアルガ、更ニ一步進ン

デ半額ニ下ゲルト云フ、是ガ此度ノ議會ニ

提案サレサウデアル、サウシテ又此製鐵業者ヘモ、臨時利得稅ヲ掛ケテ行カウト云フコトニナッテ來ルト、平時ハ斯ウ云フコトデ鐵ノ融通ガ出來テ、幾ラカ值モ下ガリマセウシ、宜イカモ知レマセヌガ、此國策ノ根本ト云フモノハ鐵ヲ自給自足サセヨウ、一朝事ガアッテモ我國ハ鐵ニ困ラナイト云フ基礎ヲ造ラウト云フノダカラ、此精神カラ言フト根本ガ變ツテ來ルヤウニ思ヘル、ソコデ是ハ何レ關稅ノ問題ガ議會ニ出マシタ時ニ、質問應答モアリマセウシ、相當ニ議論ガアリマセウト思ヒマスカラ、今日深ク此處デ之ヲ論ジヨウトハ思ヒマセヌガ、政府ノ鐵ニ對スル國策ニ、一寸茲デ疑ヲ生ジテニ付テ、一朝事ガアッタ時自給自足デヤッテ行クニハ、將來ドウヤル積リデアルカ、此大要ヲ茲デ御説明ヲ願ヒタイ、是ガ今度ノ臨時利得稅ヲ決メル上ニ、大分問題ニナッテ居リマス、ドウカ此場合御説明ヲ願ヒ置キタイト思ヒマス

○町田國務大臣 大口サンノ御尋ハ、鐵國策ノ全體ニ關スル御尋デアリマスガ、一應私ヨリ考へ方ヲ申上ゲマス、若シ私デ足ラヌ所ハ、此法律ヲ作リマシタ時ノ内閣ノ方

大臣ノ考グト云フヤウナコトヲ言ハレテ居色ナコトガアリマスガ、新聞アタリニ色断リヲ致シテ置キマスガ、御答申上ゲマス、豫メ御ルコトガアリマスガ、一切サウ云フコトニ御關係ナク、私ノ今率直ニ申上ゲルコトガ大體ノ趣意ト、御諒解願ヒタイ、製鐵合同比出來タ當時ハ、相當喧マシイ議論ガアッ法ガ出来タ當時ハ、相當喧マシイ議論ガアッタ思ヒマス、併シ貴衆兩院ヲ通リマシテ今現ニ行ツテ居ル趣意ニ對シテハ、商工省ノ責任者タル私トシテハ、何等變更スル考ハアリマセヌ、アノ趣意ノ通リヤツテ參ツテ居リマス、唯問題ハ二ツニ分ツテ申上ゲル方ガ宜カラウト思ヒマス、一ツハ當初考ヘマシテ、或る程度ノ製鐵合同ガ出來テ、日本製鐵會社ガ出來テ居リマス、是ガ相當ナ計畫ノ下ニ經營ヲ進行シツ、アリマスガ、如何ニモ一昨年ノ經濟狀態ノ好轉シタ模様、殊ニ又昨年ニ於キマシテ、一層ソレガ好轉シテ銑鐵竝ニ鋼材ノ需要ハ、當初當業者竝ニソレガ大キク、需要供給ノ關係ガ一層懸ヲ示シテ居リマス、今年ニ於キマシテハ更ニ商工省ガ考ヘテ居タ以上ノ需要ノ增加隔シテ需要ノ增加ガ殖エ、之ニ對スル供給ガ伴ハヌト云フヤウナ狀態ニアルコトヲ、

日本製鐵會社ガ現ニ仕事ヲ進メテ行ク計畫
ハ立ツテ居ルガ、是ガ實際ノ生産物トシテ現
ハレルニハ多少ノ時間ガ掛ルノデアリマシ
テ、一方ニハ銑鐵、鋼材ノ需要ノ増加ト共
ニ値ガ上ル、今日位ナラバマダ堪ヘ忍バレ
テモ、此儘ニシテ置ケバ今後更ニ相當大キ
ナ暴騰ヲ來スト云フヤウナ惧ガアルト云フ
考方ガ、私共ノ今日ノ考方デアリマス、他
日關稅改正法ガ御協賛ヲ願フ段取りリニナル
際ニハ、改メテ詳シク申上ガタイノデアリ
マスガ、要ハ相當既ニ今日モ上シテ居リマ
ス、併シ是レ以上暴騰スル爲ニ一般消費者
大衆ト申シテ宜シイカ、鋼材ヲ使フ者、又
鑄物其他色々銑鐵ヲ使フ人ニ、是レ以上
ノ高イモノヲ使ハセルコトハ、日本ノ產業
ノ現狀カラ見マシテモ面白クナイ、併シ内
地ニ於キマシテハ日本製鐵會社、其他相當
多クノ鋼材會社ガアリマシテ從來ノ豫期
シテ居ツタ利益ヲ吐出サシテマデヤルト云
フ關稅法ノ改正デハアリマセズ、今新聞ニ
傳ハツテ居ルモノニ或ハ多少ノ違ヒガアル
カナイカ知リマセヌガ、私ノ今考ヘテ居ル
所デハ、御話ノ先年爲替關係カラ三割五分
ヲ五割ニスルノヒドイト云フ御話ガアリ
マシタガ、是ハ他日詳細ニ私ノ考ヲ申上ゲ

ノ輸入ガズンヽ殖エテ、價ヲ安クシテ今
ノ鋼材會社ニ不利益ヲ來スト云フコトハ、
斷ジテナイト私共ハ左様ナ計算ヲ取ツテ居
ルノデアリマス、其御説明ハ其機會ニ改メ
テ申上ゲ、御意見モ伺ヒタイト思ヒマス、
製鐵大合同ハ當時貴衆兩院デハ、日本全國
ノ銑鐵竝ニ鋼材ヲ製造スル總テノ會社ヲ、
出來ルナラバ之ヲ一團トシテ、其間ニ鋼材
ニ於テハ製造會社ノ分野ヲ考ヘテ、重複ナ
經營ヲ避ケシメ、出來ルダケ經費ヲ安クシ
テ、需要ヲ増加シテ、一般國民ノ需要ニ應
ズル、此大體ノ趣意デ出來タコト、私モ考
ヘテ居リマス、唯時勢ノ變遷ト申シテ宜シ
イカ、法律ヲ作リマシタ當時ニ較ベマスル
ト、經濟上ノ狀態ガ好轉致シテ、初メ鋼材
會社其他主ナルモノ十一社ヲ合同スルト云
フ考デアリマシタノガ、慥カ六社合同シテ、
アトハ俗ニ言フ「アウト・サイダー」、此「ア
ウト・サイダー」ハ御承知ノ通り銑鐵ニハ關
係アリマセヌ、銑鐵ハ主ニ日本製鐵會社、
或ハ滿洲ニ於ケル昭和製鋼所ノニツガヤッ
テ、アトハ銑鐵ヲ此兩會社カラ受ケテ、鋼
材ヲ造ルト云フ會社、所謂「アウト・サイダ
ー」ガ多イノデアル、此「アウト・サイダー」

俗ニ言フ「アウト・サイダー」ノ手デ出來テ
居ル、ソコデ製鐵會社ガ千瓈爐ヲ造ッテ今
經營中デアリマス、銑鐵トシテ三十五萬
瓈、鋼材トシテ三十萬瓈位ハ出來マセウ、
是ハ多少ノ時間ガ掛カル、併シ其間ノ
一兩年ハ、ドウシテモ追付カヌ、ソコデ
一方カラ——先刻舉ゲタ中ニアリマシ
タ通り、他ノ鋼材ヲ製造シテ居ル會社カ
ラ、私ノ入ル一年カ一年半前デアリマセ
ウ、一貫作業、即チ銑鐵鋼材ヲ總デヤル一
貫作業ヲヤル爲ニ、熔鑄爐ノ設立認可ヲ求
メテ居ツタ會社ガ、大キナモノモアリマス、
其他ニモアリマス、事務的研究、設備ノ點
等ヲ私ハ考ヘテ參ッタケレドモ、マダ許シテ
居ラヌ、左様ナ認可ニ對シテ、三代ノ大臣
ニ此問題ガ懸案トシテ懸ツテ居ルト云フノ
ハ、如何ニモ私ニハ能ク諒解ガ出來ナカッ
タ、實ハ就任早々其邊ヲ能ク研究シテ見マ
シテ、アノ法律ガ國家ノ強制力ニ依ッテ、前
申ス總テノ十一社ヲ合同サスルト云フ性質
ノモノデアルナラバ、今サセルガ宜シイ、
併シ亞ナタ方ノ御承知ノ如ク、當時ノ經濟
事情ト、會社ガ國家的觀念カラ合同シタ方
ガ宜カラウト云フ自由意思ノ中ニヤラセ
ル、サウシタ性質ノモノデアッタヤウニ私
ハ解釋シテ居ル、ソレデ色々ナ事情カラ、

急ニ是ガ合同出來ズニ「アウト・サイダー」
ナルモノガ、自ラノ力ニ依ッテ一貫作業ヲ
ヤルト云フナラバ——事務的、技術的カラ
見テ、是ガ合法的ナモノデアルナラバ、之

「アウト・サイダー」ニ熔鑛爐ヲ御許シニナル御決心ニナリマシタコトハ、初メテ承ッテ其點ハ私ハ御同感デゴザイマス、ソコハ今日少シ突止メタイト思ッタ所デアルガ、御明

ウト・サイダー』ト云フモノニ對シテ、熔鑛
爐ヲ御許シニナル御方針デ、是ハ私個人ト
シテハ結構デアルト考ヘマスケレドモ、其
間ノ策ト云フモノガ、如何ニモ現在ヲ始末
クレ、ニ付ニシテ、大切ニ國策ニ置ケリ。

テ詐スカ宜カラウト考ヘテ居、タ國家カラノ法律ヲ出シタ精神カラ言ヒマシテ、製鐵業界ヲ統制スルト云フ意味デアルナラバ、銑鐵ノ全部、鋼材ノ半バヲ支配シテ居ル日本製鐵合同會社ガ統制力ガアル、全部之ヲ必ズ合同サセナケレバ、統制力ガナイト云フモノデアッタナラバ、初メ此法律ヲ制定シタ場合ニ、何處カニ缺陷ガアッタノデハナイカ、斯ウモ考ヘラレル、ゾコデ私ハ合理的

答テ下ス、テ
和ハ其點ハ御同感ニ考ヘマ
ス、即チ早クカラソレヲヤルベキダト云フ
考ヲ私ハ有ツテ居タ、所ガサウスルト、一面
斯ウ云フ疑問ガ起ル、今此關稅ノ問題ナド
ハ、何レ其時ニ論ズベキモノデアリマスカ
ラ、今日ハ餘リ多クハ申シマセヌガ、五割
ノ關稅ヲ引下ゲテ、銑鐵ノミナラズ鋼鐵モ
同ジヤウニ引下ゲルト云フコトニナレバ、
差當ツテ一般ノ需要ノ上ニハ都合ガ好イデア

スルノニ急ニシテ 大切ナ國第ニ現ナ付ク
コトハナイデアラウカ、茲ニ一ツノ疑ガア
リマス、是ハ今ノ御話ノ率等ニ付テハ、私
モ疑點ガアリマスガ、是ハ此處ハ申スペキ
場所デアリマセヌカラ、後日質問ヲシマス
ガ、唯サウ云フコトハドウカ考ヘテ御出デ
ニナルト云フコトダケヲ承レバ、此稅法ニ
對スル吾々ノ肚ダケハ決マリマスカラ、ソ
コヲ一ツ御決心ヲ承ッテ置キタイト思フ

○大口委員 只今御答辯下ス、
タ中デ、所謂
ルナラバ「アウト・サイダー」ニモ之ヲ許ス、
サウシテ他日又機會ガアツテ、經濟上種々
ナ關係ガアツテ合同スル時機ガ來タナラ
バ、之ヲ合同サスルモ宜カラウシ、全部合
同サセルト云フ法律上ノ效力ガナイニ拘ラ
ズ、其意味ヲ以テ長ク認可セヌト云フノ
ハ、日本全體ノ發達ト申シテ良イカ、鑛業
ト云フ大キナ基礎鑛業ノ發達ニ害アリト思
ヒマシテ、私ハ一貫作業ヲヤルト云フ方ヲ
許シタノデアリマス、是ハ大體ノ考方デア
リマス

リマセウガ、今言フ所謂「アウト・サイダー」ト云フヤウナモノガ、打撃ヲ受ケヤセヌダラウカ、ソレカラモウ一ツ進ンデ考ヘルト、若シ英國ナドデ爲替ガ一寸デモ下レバ、直グニ大影響ヲ及ボシテ來ルモノデアッテ、折角立テ、居ル鐵ニ對スル國策ヲ、一年二年ノ、俗ニ謂フ間ニ合セノ一つノ政策ノ爲ニ、根本カラ打破シテ、折角芽ヲ吹キ掛けテ居ルモノヲ抑ヘルコトニナルデハナイカ、結局角ヲ矯メントシテ牛ヲ殺スノデハナイカ、現在ノ鐵ガ不足スル、值ノ上ルコトニ對スル商工大臣ノ御精神ハ、吾々モ是ハ同意セニヤナラヌ、ソレカラ今ノ「ア

〇町田國務大臣 適當ナ機會ニ、私ノ方カ
ラ實ハ申ゲテ、御諒解ヲ得タイト思ッタ問題
デアリマシタ、御尤モナ御質問デアリマス、
此重大ナル產業ノ、折角發達シツ、アルソレ
ヲ、此關稅法ノ改正ニ依ッテ打擊ヲ與ヘテ、
發達ヲ妨ゲルト云フコトニナレバ、私ハ斷
ジテヤリマセヌ、併シ實際ノ事情ヲ取調べ
テ見マシテモ、今日ノ鋼材ノ價、今ノ價ハ、
相當大キナ儲ケラシテ居ルト思ヒマスガ、
此價ニ關稅ヲ引下ゲルト云フコトハ、外國
ノ市場ノ模様ヤ、輸入價格ノ受渡ノコトナ
ドヲ精密ニ調べテ見マスト、今ノ鋼材ノ價
ヲ、此關稅五割ノ引下ニ依ッテ、更ニ下ゲル

○大口委員

只今御答辯下ス、タ中デ、所謂

ト云フ點ニハ參ッテ居ラヌヤウニ、私ハ信ジテ居リマス、唯此儘ニ致シテ置クト、非常ナル暴騰ヲ來ス惧ガアル、ソレヲ喰留メル

ト云フ考ガ一ツ、ソレカラモウ一ツハ、マダ此問題ハ開議ハ經テ居リマセヌ、兩三日中ニ閣議デ決定スルコト、思ヒマスガ、私ノ希望トシテハ、相當世ノ中ニ疑惧心モアルヤウデアリマスカラ、出來ルダケ心配ヲ取除キタイト云フコトモ考ヘテ居リ

マス、即チ今度ノ關稅ノ改正ハ、一時ノ暫定的ノモノデアリマスカラ、期限ハ極ク短ク致シマシテ、尙ホ其上ニ、其短イ期限ヲ規定シタ外ニ、若シ何等カノ事情ニ依フテ此關稅ヲ引下ゲタコトガ、海外其他ノ關係カラ見マシテ、斯様ナモノヲ引下ゲル必要ガナイト見タ時ハ、何時デモ之ヲ今ノ現行法ニ引返スコトガ出來ルト云フ、一ツノ御協贊ヲ願ヒタイ意味ノ、法律ヲ出スコトニナツテ居リマス、更メテ此委員會デ申上ゲテ、十分御諒解ヲ得タイト思ッテ居リマス

○大口委員 今ノ細カイ鐵ノ値段デモ、關稅率ニ付テハ中々議論ガアリマスガ、此處デ論ズル場合デナイト思ヒマス、只今商工大臣ノ相當ナ所迄ノ御答辯ガアリマシタカラ、御氣持ハ私ハ酌ムコトガ出來マス、此場合ハ是デ私ノ質問ヲ打切りマス

○岡田委員長 外ニ御質問ノ方ハアリマセヌカ

コデ諸君ニ御諸リ致シマスガ、質問ハ是デ打切リタイト思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

○森田委員 災害豫算ニ付テノ答辯ハ……

○岡田委員長 「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○岡田委員長 委員長カラ御話シマス、政府ニ申シ上ゲマスガ、今ノ災害豫算ノ材料

デス、是ハ昨日モ政府委員ニ申上ゲ、其前ニモ申上ゲテアル、是ハ此災害豫算ノ基礎的ナ材料デアリマスカラ、無論政府ニハ十分ノ物ガナクテハナラヌト思ヒマス、此前

ノ臨時議會ノ時ニハ急ヲ要シマシタカラ、完全ナ物ガナカッタヤウデアリマスガ、其後

ニ於テ固ヨリ十分ノ御調査ガアルベキ筈デア、タト思フ、然ルニ拘ラズ昨日以來極ク杜撰ナ——杜撰ナト云フノハ御無禮デアル

ト思ヒマスガ、是ハ改メテ公報ヲ以テ御通

知致シマス、政府ニ於テ今ノ材料ニ付テノ御答辯ガアレバ、其時ニ取纏メ、必ズ御答

云フコトデ、而モ今日マデ御答辯ガナイト

云フコトデアルナラバ、私ハ政府ノ誠意ヲ疑ヒマス、甚ダ遺憾デアルト云フコトヲ茲ニ申上ゲテ置キマス

午後二時五十一分散會

○森田委員 此材料ガ二ツシカ出テ居ラヌト云フコトヲ申上ゲテ置クノト、ソレカラ私ハ先程人達ヒヲシテ居タ、藤田サンダト

思ッテ居タガ工務局長デス、ソレヲ申上ゲテ置キマス

○岡田委員長 ソレデハ今ノ材料ニ付テノ御答辯ハ、今日ハナイモノト心得マス、ソ